

成年後見制度利用促進計画（令和 6～7 年度 取り組み報告）

1. 中核機関の設置

- 令和 4 年 4 月 1 日「成年後見センター」を設置
※岸和田市社会福祉協議会へ委託

2. 地域連携ネットワークの充実

- 成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会の開催

【令和 6 年度】令和 7 年 3 月 18 日

【令和 7 年度】令和 8 年 3 月 10 日

- ・構成メンバー：弁護士会・司法書士会・社会福祉士会・医師会・公証役場・金融機関・JA・郵便局・家庭裁判所・大阪府社協・地域包括支援センター・委託相談事業所・岸和田市（福祉政策課・障害者支援課）

3. 研修会の充実

- 市民向け研修会

【令和 6 年度】

① 令和 6 年 12 月 11 日

「安心して暮らすための遺言・相続セミナー」司法書士 岸田城政 氏

② 令和 7 年 2 月 15 日

「知ってほしい！成年後見制度&市民後見人」

社会福祉士 大森剛 氏、大阪府社協権利擁護推進室長 木越美佳子 氏

【令和 7 年度】

令和 8 年 2 月 28 日

「障害者・家族・支援者、みんなで考える権利擁護」社会福祉士 藤田満 氏

- 専門職向け研修会

【令和 6 年度】

令和 6 年 11 月 13 日

「福祉職のための成年後見セミナー 事例から学ぶ制度活用とチーム支援」

弁護士 松嶋依子 氏

【令和 7 年度】

令和 7 年 12 月 10 日

「権利擁護と意思決定支援について考えよう」社会福祉士 宮田英幸 氏

4. 市民後見人の養成

○大阪府後見支援センター（大阪府社会福祉協議会）へ平成 23 年から委託。

○市民後見人バンク登録者数・市民後見人受任者数

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
バンク登録者数	13 人	15 人	21 人	23 人
受任者数	4 人	4 人	4 人	3 人

5. 市民後見人への支援

○岸和田市社会福祉協議会へ委託

○市民後見人への活動支援

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
専門相談	9 回	11 回	11 回	15 回
夜間休日対応	1 回	1 回	1 回	5 回

6. 岸和田市成年後見制度利用促進計画 ～第 6 次計画策定に向けての検討～

（１）次期計画策定における基本方針

成年後見制度をめぐっては、民法改正により、本人の判断能力の回復や必要性の消滅に伴って利用を終了することが可能な、いわゆる「終われる後見」への見直しが進められている。

この制度改革の実効性を担保するためには、本人の権利擁護に関わる地域の関係機関や民間団体等が平時から緊密に連携し、利用終了後も地域生活を途切れなく支える「地域支援ネットワーク」のさらなる強化が不可欠である。

さらに、身寄りのない高齢者等、孤立のリスクが高い要支援者に対して、制度の利用開始から終了・交代に至るまでの一貫した支援体制の充実を図る必要がある。

（２）具体的な施策展開（項目案）

① 成年後見制度の利用促進および運営改善

- ・地域権利擁護相談支援センターの設置・運営強化

中核機関としての機能を明確化し、総合的な権利擁護の窓口として体制を整備する。

- ・本人および支援者に対する包括的な相談支援の実施

成年後見制度や福祉サービス等の地域における権利擁護事業を、本人の状況に応じて適切に選択・利用できるよう、本人や家族、関係機関等への専門的な相談支援を行う。

- ・専門職相談・助言体制の整備および強化

複雑化・多様化する相談に対応するため、法律・福祉等の専門職から迅速かつ実効性のある助言を受けられるバックアップ体制を強化する。

- ・「終われる後見」に対応した適切な選任・交代・終了手続きの推進

本人の意思や状態の変化に応じ、必要に応じた後見人の選任、適切な交代、および円滑な利用終

了手続きが機能する仕組みを構築する。

- ・親族後見人・市民後見人等の活動支援体制の充実

多様な後見人が安心して活動を継続できるよう、日常的な相談体制を維持するとともに、必要に応じて高度な専門職へ繋ぐための支援を行う。

② 第5次計画から継続する基盤的項目

以下の項目については、前計画の成果を踏まえつつ、近年のニーズの変化（特に頼れる身寄りのない高齢者の増加や、終われる後見に伴う新たなネットワーク需要）に対応できるよう見直しを行い、第6次計画においても継続して推進する。

- ・地域連携ネットワークの充実
- ・研修会の充実
- ・担い手の育成・活動支援